

※このお知らせはすでに提出済みの事業所・施設にも配布しております。

～愛知県高齢福祉課からのお知らせ～

社会福祉施設職員（介護分）

慰労金の申請受付期間を延長します

○未提出の事業所・施設は令和2年9月30日（水）【必着】までに必ず申請書等をご提出ください。

○社会福祉施設職員（介護分）慰労金の対象者及び支給額について

■対象者：対象期間に愛知県内に所在する全ての介護サービス事業所・施設（以下「事業所等」）に通算10日以上勤務し、利用者と接した職員

■一人当たりの支給額：20万円または5万円

※対象期間：令和2年1月26日から6月30日までの間

※慰労金は、原則として事業所等を経由して支給しますので、事業所等が対象職員分を取りまとめた上で、法人より申請してください。

○申請書等は、愛知県高齢福祉課あて郵送にて提出してください。
愛知県では国民健康保険団体連合会で受付は行っておりません。

○申請書等は愛知県高齢福祉課ホームページにありますので、Excelデータに必要事項を入力し、紙に印刷・押印（法人代表者印）し、郵送にて提出してください。メールでの提出は受け付けておりません。

< 高齢福祉課ホームページ >

URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/r20722-hoseiyosan.html>

< 申請書の郵送先 >

〒460-8501（住所は記載不要）

愛知県福祉局高齢福祉課あて

（注）封筒に「慰労金（介護分）申請書在中」と朱書きしてください。



（連絡先）

愛知県福祉局高齢福祉課慰労金等コールセンター

電話 052-954-7480（受付：平日*午前9時から午後5時まで）